

令和7年度 長生村育英修学金募集案内

育英修学金は、貸付終了後、返還の義務が生じ必ず返還しなければなりません。

ただし、貸付終了後、継続して村内に貸付期間の2倍の月数を居住した者は返還を免除することができます。

申請書類は、必ず申請者（学生・生徒）が窓口にお持ちください。簡単な面接を行います。

奨学金貸付制度について、申請者に理解をしてもらうため、代理の方のみの提出又は郵送での提出は受付しておりません。

受付期限：令和7年3月27日（木）まで ※締切厳守

【1. 制度の目的】

長生村奨学金等貸付条例（平成28年長生村条例第20号）に基づき、大学、専修学校に入学が決定し、又は在学する者で経済的理由などにより学資の支弁が困難と認められる者に対し、予算の範囲内において学資の貸付を行うことにより修学を容易にし、有為な人材を育成することを目的としています。

また、この制度は、若者の定住促進のため、卒業後（貸付終了後）に貸付期間の2倍の期間を村内に居住することで返還免除することができます。

【2. 貸付額】

区分\種類	育英修学金
大学等	月額 3万円

【3. 貸付期間】

育英修学金の貸付期間は、大学、専修学校の正規の修学期間を終了する月までです。

留年等により正規の修学期間を超える期間や大学院等に進学した場合等は、貸付を行いません。ただし、学生である期間は、申請により返済を猶予することができます。

【4. 貸付審査及び貸付決定】

- (1) 貸付の審査及び決定は、学力審査、収入審査及び提出書類の内容審査（面接）の上で貸付の可否を決定します。なお、予算の範囲内で貸付を行うことから、申請者が多い場合は、貸付できない又は、希望している貸付申請額を下回る額で貸付決定されることがありますので、ご了承のうえお申込みください。

【収入基準について】 ※4人世帯の収入の上限の目安はおおよそ次のとおりです。

家族構成、授業料、通学形態等により収入基準は異なります。

父) 給与収入 等 母) 申請者) 4年生大学進学 弟妹) 公立高校生(自宅通学)	⇒	通学形態	国立大学 (※約 54 万円)	私立大学 (※約 86 万円)
		自宅通学	776 万円	824 万円
		自宅外通学	824 万円	871 万円
※授業料				

(2) **貸付の可否は、4月下旬頃**に郵送で申請者宛てに通知します。

奨学金は、毎年6月と10月の上旬（予定）に、上半期分・下半期分として6か月分ずつ申請者名義の銀行口座に振り込みますが、誓約書等の書類を教育委員会が定める期日までに提出していない場合は、貸付を行いません。

【5. 貸付要件】

次のすべてを満たす方が奨学生の対象となります。

(1) **奨学生、保護者のいずれかが村内に住所を有すること。**

※奨学生：奨学金の貸付けを受ける者

※保護者：未成年の場合にあっては親権を行う者、後見人その他の者で未成年者を現に監護する者をいい、成年の場合にあっては父母又はこれらに準ずる者

(2) **大学、専修学校に入学が決定し、又は在学していること。**

(3) **経済的理由により修学が困難であること。**

(4) **学術優良かつ健康であること。**

(5) **下記の【条件】を満たす連帯保証人がたてられること。**

※連帯保証人：民法第454条の規定により、申請者と連帯して奨学資金の債務を負担することになります。したがって、「保証人」とは違い、教育委員会は連帯保証人に対して直接、債務の履行を請求することができ、連帯保証人は催告・検索の抗弁権をもって債務の履行を拒否することはできません。

【条件】① 育英修学金の債務を弁済する能力を有し、身元が確実で独立の生計を営む成年人であること。

② 市町村民税等を滞納していないこと。

③ 債務整理中（破産等）でないこと。

④ 申請者の保護者または後見人であること。

【6. 提出書類】

提出書類に不備がある場合や書類が揃っていない場合は、受付できません。

本村育英修学金は他の奨学金制度と併用が可能ですが、**他方の制度上では併願・併用不可となっている場合もあります**ので、十分ご確認の上でお申込みください。

なお、提出された書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

種類		説明等	☒ 欄	
①	奨学金等貸付申請書 (※指定様式)	・記載漏れがないようにしてください。 ・必ず本人が署名押印してください。 ・申請者と保護者で同じ印鑑の使用は不可です。		
②	入学許可書等（写し） 又は 在学証明書（原本）	・新入学生…入学許可書、合格通知書 ・在学生…在学証明書		
③	住民票 (原本)	申請者の世帯全員	・ 本籍・続柄記載のもの ・申請者と保護者が別世帯の場合は、保護者の世帯全員の住民票も提出してください。	
④		保護者以外の連帯保証人	・ 本籍記載のもの	
⑤	令和 6 年中 の収入状況 を証明するもの	申請者の世帯全員	・源泉徴収票、確定申告書等（写し） ・年金受給者の方は、その金額が分かる書類 （年金の源泉徴収票等の写し）	
⑥		保護者以外の連帯保証人	・申請者と保護者が別世帯の場合は、保護者の収入状況を証明するものも提出してください。 ・後日、必要に応じて保証能力を証明する書類を提出していただく場合があります。	
⑦	連帯保証人の市区町村税の納税証明書（原本）		・ 令和 4 年度・令和 5 年度・令和 6 年度の 3 年分 ・課税されている市区町村で取得してください。	
⑧	連帯保証人の印鑑登録証明書（原本）			
⑨	学業成績証明書（原本）		・校長、学長が証明するもの 新入学生…最終出身校から取り寄せてください。 学業成績証明書は、1 年生から卒業までの成績です。 在学生…在学校から取り寄せてください。	
⑩	学術優良かつ健康であることの推薦書（※指定様式）			
⑪	口座振替払申出書（※指定様式）		(決定後に提出) ・申請者名義の口座となります。	
⑫	申請者名義の通帳（写し）又はキャッシュカード（写し）		・奨学資金の振込、口座振替による返済口座として利用します。	
(その他注意事項)				
・③④の住民票、⑦の納税証明書、⑧の印鑑登録証明書は、 申請日前 3 か月以内に発行されたもの を提出してください。				
・奨学金等貸付申請書に押印した申請者の印鑑を持参してください。				

【7. 今後のスケジュール（予定）】

- (1) 申請受付期間 2月3日（月）から3月27日（木）まで
- (2) 貸 付 決 定 4月下旬頃（申請者本人宛に通知します。）
- (3) 誓約書の提出 5月上旬
- (4) 育英修学金の振込 上半期分： 6月（育英修学金 4月から9月分）
- (5) 育英修学金の振込 下半期分： 10月（育英修学金 10月から3月分）
- (6) 現況報告書・受領書・在学証明書の提出 令和8年4月上旬

※誓約書や受領書等の書類を教育委員会が定める期日までに提出していない場合は、貸付を行いません。

【8. 返済方法等】

- (1) 貸付が終了した月の6か月後から貸付を受けた月数の2倍に相当する期間まで村内居住を継続した場合は全部又は一部を免除することができます。
- (2) 育英修学金には利子は付きません（無利子）。
ただし、返済期日までに返済がなかった場合は、村税の例によりその納付を督促し、延滞金の規定により計算した延滞金を加算して納付していただきます。
- (3) 返済期日までに返済がなかった場合、教育委員会は借受人及び連帯保証人に対して督促・催告を行い、なお教育委員会が定める期日までに納付がないときは、教育委員会は法的回収手続きを行使いたします。

【書類提出・お問い合わせ】

長生村教育委員会 子ども教育課

電 話：0475（32）0111（直通）

FAX：0475（32）1194